

点検結果報告書（第 2 期・平成 25 年度実績版）総括(案)部分抜粋

※下線部分が、前年度報告書（第 2 期・平成 24 年度実績版）から記載を追加修正した部分。

○ 全体の総括

第 2 期 5 か年計画の初年度となる平成 24 年度の事業進捗状況は、森林関係事業については、概ね計画通りに進捗している。また、水関係事業については、事業により進捗に差異が見られるが、整備促進上の課題に関して、今後、市町と連携して取り組み、より一層の整備促進を図る必要がある。

また、第 2 期からの新たな取組として、森林組合等が行う長期施業受委託による水源林の公的管理・支援や丹沢大山地域におけるワイルドライフ・レンジャーによるシカ管理捕獲、山梨県との共同事業など、第 1 期 5 年間の取組や課題を踏まえた事業を始めたことは評価できる。今後、これらの事業を含めた関連事業を着実に実施していくことが期待される。

水源環境保全・再生事業のあり方として、台風による崩壊地の整備等、緊急時の対応を図っていくことや、水の十分な管理や水質保持の観点から水と土砂を一体のものとして施策を考えていくことが重要な課題であり、その観点からも県の関係部署において一層の連携を図っていくことが求められる。なお、事業評価の仕組みが十分に機能し、実績を有することが、現行事業の有効性や今後の事業のあり方を幅広く検討する上での前提条件として重要である。

施策の点検・評価の役割を担う県民会議においては、事業の進捗状況、モニタリング調査結果、県民視点からの事業モニターや県民フォーラムの意見などにより、多面的な評価を実施した。県民会議としても、第 2 期からは、新たな市民事業支援補助金制度の運用や効果的な事業評価のための事業モニターの改善など新たな取組を進めており、今後はより一層活動内容を充実させていく必要がある。

また、森林生態系の観点から施策効果の把握を新たに実施するため、その手法等について県民会議委員及び有識者からなるワークショップを開催して検討したことは、施策評価機能の充実を図るために有意義な取組であり、今後、施策の総合的な評価を実施していく上で、その成果を有効に活用していく必要がある。

1 水源の森林づくり事業の推進

(1) 水源林の確保・整備

第 2 期 5 か年計画の 5 年間の目標事業量に対し、平成 25 年度までの 2 年間の累計で、確保事業では 45.5%、整備事業では 37.4%の進捗率となっており、概ね計画どおりの堅調な実績。

第 2 期からの新たな取組として、シカ管理と連携した森林整備を実施するとともに、確保森林の小規模、複雑化により確保に係る業務量の増大に対応するため、森林組合等が行う長期施業受委託による公的管理・支援を行い、私有林の着実な確保を推進。

また、平成 25 年度に「水源林整備の手引き」を作成し、広葉樹林整備では極力伐採を控え、植生保護柵の設置や土壌保全対策を行うなど、整備方針の見直しを図ったことは評価出来る。今後とも立地環境や土壌条件などの現場状況を踏まえた、きめ細やかな事業推進が求められる。

(2) かながわ森林塾

平成 25 年度までの 2 年間の累計で、演習林実習コースで 31 人が修了し、このうち 19 人が就職に至っており、第 2 期 5 か年計画の 5 年間の目標（新規就労者の育成 75 人）に対し、25.3%の進捗率となっている。事業目的に沿った実効性のある取組としていくには、就職後の就労条件等の把握が課題である。

(3) その他

水源環境保全・再生事業のあり方として、台風による崩壊地の整備等、緊急時の対応を図っていくことが重要な課題である。

2 丹沢大山の保全・再生対策

(1) 中高標高域でのシカ捕獲及び生息環境調査の実施

第2期からはワイルドライフ・レンジャーによる中高標高域でのシカ管理捕獲とモニタリングを実施。ワイルドライフ・レンジャーの活動は、少人数（3名）でも成果を出しており評価出来るが、安全・効率的な活動を進めるためには、増員を含めた体制の拡充や雇用形態の見直しなどにより安定した事業の推進が求められる。また、機材運搬用のモノレール設置など事業推進のための環境整備についても積極的に取り組む必要がある。また、現在は対象地域に含まれていない南足柄市内でもシカが目撃情報が増え、生息数が確実に増加しており、丹沢大山地域における状況も踏まえ、早急な対策が必要である。

(2) 土壌流出防止対策

第2期5か年計画の5年間の目標事業量に対し、平成25年度までの2年間の累計で、83.8%の進捗率となっており、計画量の5分の2を大幅に上回る実績。その理由としては、早期に事業効果を出すため、計画箇所に早期着手していることによるもの。

(3) ブナ林等の調査研究

ブナハバチ食害軽減のため、捕獲技術や密度抑制手法の検討を行うとともに、大気や気象条件などの衰退要因の解明を進め、ブナ林の再生技術開発に継続して取り組む必要がある。

(4) 県民連携・協働事業

県民協働型登山道維持管理補修事業では、協定に基づき県民参加による保全活動を着実に推進。（具体的には、下社大山線の協定の締結、表尾根線での登山者数調査受諾団体の発掘）

県民協働型山ゴミ対策事業では、ボランティア、行政との協働により、山岳ゴミの処理方針及び実施計画を決定。

平成24年度、25年度で2箇所（烏尾山山頂、花立山荘）に環境配慮型公衆便所の設置費に対し補助金を交付し、環境配慮型トイレの設置を推進。

3 溪畔林整備事業

第2期5か年計画の5年間の目標事業量に対し、平成25年度までの2年間の累計で、本数調整伐等の森林整備において62.7%、シカの採食を防ぐ植生保護柵の設置において64.7%、丸太柵等の設置において31.0%の進捗率となっており、森林整備及び植生保護柵の設置では計画量の5分の2を上回る実績。これにより、計画期間中に取りまとめる予定となっている「溪畔林整備の手引き」の作成に向けた、溪畔域における森林整備を行う上で必要な知見の継続的な蓄積が図られた。

4 間伐材の搬出促進

第2期5か年計画の平成25年度の目標搬出量に対し、57.9%の達成率となっている。これは、平成26年2月の大雪による影響のため出材ができず、予定していた搬出量よりも大幅減となったもので、気候要因によるもので止むを得ないと考えられる。

5年間で段階的に増加する目標搬出量の達成を図るため、より一層の搬出促進が課題であるが、平成25年度からは、搬出先が狭隘な原木市場であることを踏まえ、関係団体への働き掛けなどにより、搬出時期の平準化に取り組んでいることは評価出来る。

5 地域水源林整備の支援

第2期5か年計画の5年間の目標事業量に対し、平成25年度までの2年間の累計で、私有林確保において59.5%、私有林整備において42.6%、市町村有林等整備において36.3%の進捗率となっており、計画量の5分の2を上回る、又は概ね計画どおりの実績。

高齢級間伐については、14.4%の進捗率となっている。当初予定していた箇所において、所有者の希望により長期施業受委託への移行が見られるなどしており、今後、整備実績に関する十分な状況分析が必要である。

6 河川・水路における自然浄化対策の推進

第2期5か年計画の5年間の目標事業量7箇所に対し、生態系に配慮した河川・水路等の整備及びこれと併せて行う直接浄化対策は、平成25年度までの2年間の累計で、4箇所（進捗率57.1%）となっている。

第2期から新たに対象メニューとした、河川等の整備事業と一体として行う生活排水対策については、合併処理浄化槽への転換が個人の意向によることに加えて、対象家屋が限定的であり公平性の観点から導入が困難とする市町村が多く、現在までのところ実績なし。

平成25年度の実績として、浄化効果を高めるための整備手法について検討し、「生態系に配慮した河川・水路等の整備指針」を作成して市町村に周知したことや、水質のほかに整備手法や水環境の維持という新たな指標を加えるとともに、点数化により事業評価を行う手法を考案したことは、今後の市町村による効果的な事業実施に資する点で評価できる。

なお、水源環境保全・再生事業のあり方として、水の十分な管理や水質保持の観点から水と土砂を一体のものとして施策を考えていくことが今後の重要な課題であり、その観点からも県の関係部署において一層の連携を図っていくことが求められる。

7 地下水保全対策の推進

地下水を主要な水道水源として利用している7地域（13市町）のうち、平成25年度までに6地域（10市町）で地下水保全計画を策定している。地下水汚染箇所については、各地域の状況に応じた効果的な浄化対策を実施するほか、長期的にモニタリング調査（質、量、水位など）を継続することが必要である。

※ 第1期における対象地域は8地域であったが、三浦市が地下水取水休止に伴い対象外となり、第2期から7地域となった。

8 県内ダム集水域における公共下水道の整備促進

第2期5か年計画の5年間の目標事業量に対し、平成25年度までの2年間の累計で、7.7%の進捗率となっており、今後も引き続き、相模原市と連携して整備促進を図る必要がある。

9 県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進

第2期5か年計画の5年間の目標事業量に対し、平成25年度までの2年間の累計で、15.5%の進捗率となっており、今後も引き続き、整備促進上の課題に関する現状把握を十分に行ったうえで、市町と連携して、より一層の整備促進を図る必要がある。

また、地域での普及啓発も重要であり、例えば市民事業や県民フォーラムとの連携など、効果的な普及啓発について検討する必要がある。

10 相模川水系上流域対策の推進

第2期5か年計画の5年間の目標事業量（協定書による）に対し、平成25年度までの2年間の累計で、荒廃森林再生事業では27.0%の進捗率。これは、荒廃森林の位置の確認や所有者を特定する作業に想定以上の時間を要した上に、平成26年2月の大雪により作業が遅れたことが影響している。広葉樹の森づくり事業では61.0%の進捗率となっている。

また、生活排水対策については、平成25年度は、桂川清流センター（山梨県大月市の下水処理場）に設置するリン削減効果のある凝集剤添加設備の設置工事が行われるとともに、平成26年度の排水処理事業開始に向けた試運転も実施されており、着実な設備の稼働が期待される。

今後、事業を進めていく上で、上流域との交流に資する情報や場を提供するとともに問題意識を共有し、長期的に協働関係を強化することが大切である。

11 水環境モニタリングの実施

森林のモニタリング調査（対照流域法による水源涵養機能調査）に関しては、下層植生回復による水源涵養機能改善の検証では、植生保護柵設置による実施流域内の植生回復が十分でないために現段階では水の流出特性の変化にはいたっておらず、引き続きモニタリングを継続する必要がある。適切な水源林管理による人工林の水源涵養機能保全の検証では、平成24年度に群状伐採を行った貝沢でモニタリングを継続したところ、渓流水の窒素濃度の増加など一般的にみられる施業による負の影響はみられなかった。溪流沿いで伐採をしなかったことによるものと考えられ、整備の際に配慮をすることで施業の負の影響が軽減できる可能性が示唆された。また、水循環モデルを用いたシミュレーションによる総合解析についても、広域的な水源かん養機能の評価を行うため、評価の流れに沿ったシナリオ解析を行い、県民にわかりやすく見せる必要がある。

森林のモニタリング調査（森林生態系効果把握調査）では、水源の森林づくり事業による森林の整備が、森林生態系の健全性や生物多様性の与える効果を把握するため、「水源協定林」を対象に植物・昆虫・鳥類・哺乳類を調査した。平成25年度の小仏山地の予備調査結果から、人工林では整備後一定期間経過した林分で下層植生の植被率が高く、下層植生の種数に関しては、人工林と広葉樹ともに整備前の林分で最も少なく整備後一定期間経過した林分で最も多い傾向がみられた。昆虫・鳥類・哺乳類についても今後解析し、さらに、箱根外輪山、丹沢山地と順次調査していく必要がある。

河川モニタリング調査（動植物等調査）は、平成24年度は、平成25年度に実施する相模川水系の調査に向けた調査計画の策定等の準備作業を実施しており、次年度の本調査の着実な実施が求められる。

河川モニタリング調査（県民参加型調査）は、河川の水質や動植物の生息状況などの調査を通じて、県民が水源環境に関心を持つ最初のきっかけとなり得る取組であり、今後、地域の学校の参加など、県民の幅広い参加を働き掛けていくことが必要である。

12 県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み

(1) 事業の点検・評価について

事業の進捗状況、モニタリング調査結果、県民視点からの事業モニターや県民フォーラムの意見などにより、多面的な評価を実施した。事業モニターについては、第2期からモニターチームが自らモニターする箇所を選定して年間計画を作成し、事業評価シートにより評価基準を明確化したほか、毎回のモニター実施責任者を定めて報告書を作成するなど、より効果的な事業評価を行うため改善を図った。今後、モニターの組織的な強化と参加者の一層のスキル向上が期待される。モニター結果については、集約した形によるホームページでの提供やチラシ等による県民フォーラムでの活動報告など発信方法を検討する必要がある。

また、県民会議の次期（第2期）5か年計画に関する意見書の提言内容を踏まえ、森林水循環を考慮した森林生態系効果把握を新たに実施するため、その手法等について、平成24年度に県民会議委員及び有識者からなるワークショップを開催して検討したことは、施策評価機能の充実を図るために有意義な取組である。施策の総合的な評価を進める観点から、多面的な評価を行う上で経済評価についても実施すべきである。

なお、事業評価においては、計画目標の達成度と併せて内容面の評価が求められ、その結果としてどのようなことが見えてきたのかなど、モニタリングの結果をもとに定量的あるいは定性的に総合的な評価を行うことが必要である。

平成25年度には、施策の前半10年の事業実績や効果に関する総合的な評価の進め方の検討を行い、平成27年度の評価ワークショップ開催や次期計画に関する意見書提出等の行程を定めたことから、今後これらを着実に進めていく上で、具体の検討や調整に精力的に取り組む必要がある。

(2) 市民事業の支援について

第2期からの新たな取組として、市民事業支援制度報告書の提言内容を踏まえ、市民活動の定着を目的とする「定着支援」と、団体のスキルアップや自立化を目的とする「高度化支援」の2つの部門からなるステップアップ方式の新たな市民事業支援補助金制度がスタートし、多様な活動団体への支援に取り組んでおり、今後、新たな制度のもと、水源環境保全・再生のための市民活動の着実なすそ野の広がりを期待する。また、

市民事業の段階的な発展が重要であり、調査研究はその点でポイントとなるため、活動団体が補助事業に取り組みやすい環境整備も必要である。

また、平成 25 年度市民事業交流会では、市民団体毎のブース出展により活動紹介を行うと同時に、ワールド・カフェ方式による団体同士の意見交換会を初めて開催したことは、団体間の交流促進とともに市民活動実践上の課題把握に有効であり、市民事業を一層推進していく上で有意義な取組である。

(3) 県民に対する普及・啓発、情報提供、県民からの意見集約について

県民フォーラムについては、「事前広報」「参加者数の確保」「都市地域住民の参加が少ないこと」「参加者の固定化や世代層の偏り」などの第 1 期における課題点を踏まえ、平成 24 年度から新たな開催手法として、人通りが多くさまざまな世代層の方が行き交う場所に会場を設定し、県民が気軽に立ち寄り、施策を知ることが可能な形態（通称：もり・みずカフェ）での開催に取り組み、多くの参加者を得ている。もり・みずカフェは、都市部の県民に森や水の大切さについて PR する良い機会であるとともに、参加者の水源環境に対する考えを直接聞くことも可能な点でメリットがあった。なお、県民意見集約の観点から参加者数以外の要件も勘案し、開催場所を変えて展開していくことや、ターゲットの絞り込みや新企画により新たな参加者層を開拓するなど工夫を凝らし、より幅を広げていくことも必要である。

また、より県民に手に取ってもらえる広報物を発行していく観点から、従来のニュースレターに代えて、平成 24 年度は、森と水の関係や森の働きなど基本的な事柄を分かりやすく説明する内容の新たなリーフレット「森は水のふるさと」を作成した。さらに平成 25 年度は、施策の内容や成果について、親しみを持って理解してもらおう目的で、リーフレット「支えよう！かながわの森と水」を作成しており、今後は、配布の場所や方法についても工夫するとともに、事業進捗状況や点検結果報告書の内容をさらに分かりやすく伝える方法の検討などにより、県民への効果的な情報提供を進めていくことが必要である。